

広島県告示第百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

平成二十五年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員 広島県広島ヘリポート管理事務所 堀田 正雄</p>	<p>委任した事務 一 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する物品の出納及び保管並びに同所で収納する異税外収入に係る現金、歳入歳出外現金又は納付若しくは納入の委託若しくは差押えに係る有価証券の出納及び保管事務</p>	<p>委任した年月日 平成二十五年四月一日</p>
--	--	-------------------------------